

環境厚生常任委員会

日 時 令和元年12月17日（火） 午前10時00分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

【市立病院】

- (1) 第6号議案 令和元年度亀岡市病院事業会計補正予算（第1号）

【環境市民部】

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）
(2) 第3号議案 令和元年度亀岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

【健康福祉部】

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）
(2) 第2号議案 令和元年度亀岡市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
(3) 第11号議案 亀岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【こども未来部】

- (1) 第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第3号）
(2) 第12号議案 亀岡市立認定こども園条例の制定について
(3) 第13号議案 亀岡市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

4 討 論～採 決

5 陳情・要望について

- (1) 国民健康保険税7割軽減の適用拡充を求める。

6 議会だよりの掲載事項について

7 亀岡市における環境美化施策について

8 その他

- (1) わがまちトーク（自治会版）の出席者について



令和元年11月22日受理
(郵送)

亀岡市議会
議長 齊藤

御中
先生

陳情書

国民健康保険税 7割軽減の適用拡充を求める。

趣旨

増税と物価上昇が継続する令和時代に突入しました。
現状、国民健康保険税の7割軽減の制度であります。年間収入が33万円以下という非現実的な収入を基準に設定されています。
一年で33万円となると、一ヶ月で27500円ということになります。
このような金額を収入されておられる世帯は数少ないのが現実かと思慮します。
国民健康保険税は勤労世帯が払いたいのには払えない金額を課税されている場合が非常に多く、月額3万円から5万円が課税されている現状になります。
国家が貧困世帯と認定しているのは年収200万円を下回る世帯を定義しています。
このことから

- 1：給料年収200万円以下の世帯
- 2：父子家庭、母子家庭の世帯
- 3：老齢基礎年金の受給世帯
- 4：移住1年未満の世帯
- 5：身体障害者世帯
- 6：年収200万円世帯で18歳未満を扶養する世帯
- 7：漁業や農業を営む世帯で年収200万円以下の世帯
- 8：3ヶ月以上の傷病者を看護する世帯
- 9：退職して一年六ヶ月未満の世帯
- 10：非正規雇用、短期雇用、日々雇用の世帯

国民健康保険法第44条の法律を類推適用することで、医療を利用することを当然の権利とすることは、地域の経済を発展させる礎となるものである。
つきましては、議会にて精査の上審議頂きたい。

以上

陳情者 仁木 潤也
京都府与謝郡伊根町字本庄宇治261番地1-1

わがまちトーク 役割分担

開催日・会場	千代川町(2.8(土) 19:30～) (千代川町自治会館) ・活気のある千代川町のまちづくりについて
司 会	
開会挨拶	
総務文教常任委員会	
//	
環境厚生常任委員会	
//	
産業建設常任委員会	
//	
受付担当	富谷 加都子
	並河 愛子
写真担当	(富谷 加都子)
要約筆記	赤坂 マリア
マイク担当	奥野 正三
会場責任者	小川 克己
広報広聴会議	
集合時間	18:30(広報広聴会議委員のみ)
事務局	

(仮称) 亀岡市ポイ捨て等禁止条例 (案)

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨て及び飼い犬等のふんの放置の防止について必要な事項を定め、市、事業者及び市民等の意識の向上を図り、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニールその他これらに類する物をいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等及び吸い殻等を回収容器、吸い殻入れその他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う者又は市内で活動する団体をいう。
- (6) 公共の場所 公園、道路、河川、広場、その他これらに類する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策実施について、市民等、事業者等及び関係行政機関に対して協力を要請することができる。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

- 2 市民等は、自宅及びその周辺の清掃及び家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰るなど環境美化活動に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者等は、当該事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、環境美化活動に努めなければならない。

3 事業者等は、ポイ捨てを防止するため、空き缶等の適正な回収及び再資源化に努めるとともに、広報活動等を通じて一般消費者に対する啓発に努めなければならない。

4 容器に収納した飲料を自動販売機により販売する事業者等は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に当該自動販売機により販売した飲料を収納し、又は収納していた容器の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理するよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第6条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第7条 犬、猫その他の愛がん動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者は、当該飼い犬等が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを適切に処理しなければならない。

(美化推進重点地域の指定等)

第8条 市長は、ポイ捨ての防止が特に必要であると認められる地域を美化推進重点地域として別に指定することができる。

2 市長は、前項に基づき美化重点地域を指定し、変更し又は解除したときは、これを告示しなければならない。

(指導又は勧告)

第9条 市長は、第6条及び第7条の規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第10条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

(過料)

第11条 前条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

(地域美化協力員)

第12条 市長は、地域における環境美化に資するための啓発活動及び自主活動を促進するため、亀岡市地域美化協力員を委嘱することができる。

(かめおか環境デー)

第13条 市は、市民等及び事業者等のきれいなまちづくりの推進に関する理解と関心を深め、積極的にきれいなまちづくりの推進に関する活動を行う意欲の醸成を図るため、かめおか環境デーを設ける。

2 かめおか環境デーは、5月30日とする。

3 市は、かめおか環境デーにふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年●月●日から施行する。